

環廃産発第 1412161 号
平成 26 年 12 月 16 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



石綿を含有する廃棄物の適正処理の徹底について（通知）

石綿を含有する廃棄物の処理については、「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（平成 23 年 3 月 31 日付け環廃対発第 110331001 号、環廃産発第 110331004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長連名通知）の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」に沿い、適正処理の確保を図っていただいているところである。

今般、過去に石綿を原料として製品等を製造していた一部の事業所において、石綿を含有する廃棄物が残置されている事例が確認された。

については、過去に石綿を原料として製品等を製造していた事業所等において、石綿を含有する廃棄物が確認された場合には、上記マニュアルに沿った適正な処理の確保が図られるよう指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。